

台風第 18 号の被害に対する農作物の技術対策について

平成 28 年 10 月 6 日
農業技術課

1 施設（共通）

- ・施設の被害が発生した場合、できる限り早期に施設の破損状況等の点検を行うとともに、修復が可能な場合には、早急な修理により、栽培作物の生育障害等の被害を防止する。

2 作物

（1）水稲

- ・倒伏した水田は早急に排水して、稲体を引き起こし、茎葉の腐敗や穂発芽を防ぐ。
- ・急激な乾燥は胴割れの発生を招くので、乾減率に留意して乾燥作業を行う。
- ・ハゼ干しで倒れたものは早急に立て直し、乾燥を促す。

（2）そば

- ・倒伏したものはできるだけ引き起こす。
- ・刈取り時期は、コンバイン収穫の場合は成熟期（黒化率 80%）、手刈りの場合は黒化率 50～60%であるので、収穫時期になっているものは刈り取る。
- ・コンバイン収穫したものは蒸れやすいので、収穫後は速やかに乾燥する。

3 果樹

（1）樹体・施設被害

- ・倒伏樹は、出来るだけ早く引き起こし、盛り土、支柱で固定し、かん水やマルチにより乾燥防止に努める。萎凋状況により断根の程度を判断し、程度に応じて枝を切り詰める。
- ・太枝の裂けたものは、ボルト、カスガイで固定するか、縄でしばって、支柱で補強し、傷口を接合させる。完全に裂けたものは傷口を滑らかに削り、塗布剤を塗布する。
- ・ぶどう棚が倒壊したものは、棚と地上部に空間を作るように支柱を入れ、なるべく風通しを良くし、収穫期を迎え未収穫の場合は収穫を急ぐ。棚の復旧は収穫後に行う。

（2）被害果実の取扱い

- ・落下した果実の取扱いや、ぶどうで収穫前の果房がもまれて傷んだ場合の出荷は、各集荷団体と十分連絡を取り合って、その指示に基づいて行う。

（3）薬剤散布について

- ・薬剤防除にあたっては、農薬使用基準を遵守する。
- ・りんごは、枝幹や果実の傷みの多いものは、腐らん病をはじめとする病菌の感染防止のため、殺菌剤を散布する。枝折れ等の箇所には塗布剤を塗布し、以降の腐らん病防除を徹底する。
- ・なしは、葉の傷みや枝折れの多いものは、殺菌剤を散布する。枝折れ等の箇所には塗布剤を塗布し、休眠期防除を徹底する。
- ・ももは、せん孔細菌病発生地帯では、殺菌剤を散布する。枝折れ等の箇所には塗布剤を塗布し、傷口を保護する。傷みの激しい樹では、樹勢が低下すると枝幹性害虫（コスカシバ）の被害を受けやすくなるので、速やかに主幹および主枝部分に殺虫剤を散布する。
- ・ぶどうでは、病害防除と葉の保護のため収穫後に殺菌剤を散布する。

4 野菜

- ・冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努める。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、適切な薬剤散布を行う。
- ・果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減する。
- ・露地のアスパラガス、ながいもなどの支柱が倒伏した場合は、根の回復を待つて静かに支柱を起こす。
- ・生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再度は種を行い、被害の軽減に努める。

5 花き

- ・ネットの支柱が倒伏した場合は、支柱を立て直し、ネットにより株を引き起こす。
- ・茎葉が損傷している場合は、十分な薬量で殺菌剤を散布する。